

各 位

会 社 名 株式会社 幸 楽 苑  
代表者の役職名 取締役社長 長谷川 利 弘  
(東証第一部  
コード番号 7 5 5 4 )  
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員  
経営企画室長 室 井 一 訓  
T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1  
<http://www.kourakuen.co.jp/>

## 定 款 の 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 16 日開催予定の第 36 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)、及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 「会社法」施行の経過措置の規定に対応するため、第 4 条 (機関)、第 7 条 (株券の発行) を新設するものであります。
  - ② 当社の株主総会は福島県郡山市において招集することを明らかにするため、第 13 条 (招集地) を新設するものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等についてインターネットにより開示することができるよう第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を新設するものであります。
  - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の決議の目的である事項について、議決権を有する取締役全員が賛成し、監査役全員が異議を述べなかったときは、取締役会を開催せずに書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるように第 24 条 (取締役会の決議の省略) を新設するものであります。
  - ⑤ 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定ならびに、社外取締役及び社外監査役については、社外からの有能な人材を招聘するため、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として第 27 条 (取締役の責任免除)、第 36 条 (監査役の責任免除) を新設するものであります。ただし、第 27 条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
  - ⑥ 補欠監査役の選任に係る決議の効力を伸長できるよう第 30 条 (補欠監査役の選任に係る決議の効力) を新設するものであります。
  - ⑦ 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会計監査人との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として第 37 条 (会計監査人の責任限定契約) を新設するものであります。
  - ⑧ 自己株式の取得、剰余金の処分等について、機動的な資本政策及び配当政策を遂行できるよう、取締役会決議により行うことを可能とするため、第 39 条 (剰余金の配当等の決定機関) 及び第 40 条 (剰余金の配当の基準日) を新設するものであります。
- (2) 前項のほか、会社法に基づき株式会社として必要な規定の追加、削除、修正及びこれらに伴う条数の変更など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 定款の変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>第1章 総 則 (第1条～第3条省略)</p>	<p>第1章 総 則 (第1条～第3条現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(機関)</u></p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">1. <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">3. <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">4. <u>会計監査人</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p><u>(発行する株式の総数)</u></p>	<p><u>(発行可能株式総数)</u></p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、40,000,000株とする。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株券の発行)</u></p>
<p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p><u>(自己株式の取得)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">② 当社は1単元の株式数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。</p>	<p>第8条 当社は、前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求)</p>
<p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p><u>(名義書換代理人)</u></p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p>
<p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 10 条 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>（基準日）</u></p> <p>第 11 条 当会社は、<u>毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を設けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（招集者及び議長）</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>3 <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>（株主総会の開催地）</u></p> <p>第 13 条 <u>当会社の株主総会は、福島県郡山市にて開催する。</u></p> <p><u>（定時株主総会の基準日）</u></p> <p>第 14 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第 16 条 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(決議)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。<u>この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要す。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行うものとする。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 (省 略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>② 前項の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>③ <u>取締役会は、取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は議決権を行使することができない。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3 前項の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>4 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 <u>当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款の定めによるほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第 25 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第 26 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) 第 26 条 (省 略) (選任) 第 27 条 (新 設)</p> <p>監査役の選任決議は、<u>株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 29 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集) 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(決議) 第 31 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) 第 28 条 (現行どおり) (選任方法) 第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第 30 条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、予選の決議においてこれより短い期間を定めることができる。</u></p> <p>(任期) 第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 32 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行	変 更 案
<p>(議事録)  第 32 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(監査役会規程)  第 33 条 <u>当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款の定めによるほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬)  第 34 条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算  (営業年度及び決算期)  第 35 条 <u>当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当金)  第 36 条 <u>当会社の利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)  第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)  第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)  第 36 条 <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>  2 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人の責任  (会計監査人の責任限定契約)  第 37 条 <u>当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 計 算  (事業年度)  第 38 条 <u>当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)  第 39 条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第 40 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p><u>第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当（商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。）を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第 38 条 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>② 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の除斥期間)</u></p> <p><u>第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

以 上